

大津市屋外広告物条例及び大津市屋外広告物条例施行規則に係る様式等制定要領

- 1 この要領は、大津市屋外広告物条例（平成20年条例第53号。以下「条例」という。）及び大津市屋外広告物条例施行規則（平成21年規則第53号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な様式等を定めるものとする。
- 2 規則第2条に規定する所定の様式による届出書は、景観保全型広告整備地区屋外広告物届出書（別記様式第1号）とする。
- 3 規則第4条に規定する所定の様式による通知書及び届出書は、国・地方公共団体屋外広告物通知書（別記様式第2号）及び公共的団体屋外広告物届出書（別記様式第3号）とする。
- 4 条例第10条第1項に規定する許可申請書並びに規則第12条第1項及び第3項に規定する所定の様式による申請書は、屋外広告物（許可・変更許可・継続許可）申請書（別記様式第4号）とする。
- 5 規則第9条に規定する所定の様式による完了届は、屋外広告物設置完了届（別記様式第5号）とする。
- 6 規則第10条に規定する所定の様式による届出書は、住所氏名変更届出書（別記様式第6号）とする。
- 7 規則第12条第3項に規定する所定の様式による安全性の点検に係る調書は、屋外広告物安全点検調書（別記様式第7号）とする。
- 8 規則第13条に規定する所定の様式による届出書は、屋外広告物除却届（別記様式第8号）とする。
- 9 条例第29条第1項に規定する申請書は、屋外広告業登録申請書（別記様式第9号）とする。
- 10 条例第29条第2項に規定する登録申請者が条例第31条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面は、誓約書（別記様式第10号）とする。
- 11 規則第19条第2項第2号に規定する登録申請者の略歴を記載した書面は、登録申請者略歴書（別記様式第11号）とする。
- 12 規則第20条に規定する所定の様式による届出書は、屋外広告業登録事項変更届出書（別記様式第12号）とする。
- 13 条例第34条第1項に規定する廃業等の届出は、屋外広告業廃業等届出書（別記様式第13号）とする。
- 14 規則第23条に規定する所定の様式による申請書は、屋外広告物講習会受講申請書（別記

様式第14号)とする。

- 15 規則第25条第1項に規定する所定の様式による申請書は、業務主任者認定申請書(別記様式第15号)とする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年3月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際限にあるこの要領による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要領の施行の際限にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。